

環境報告書

ENVIRONMENTAL REPORT

2020 年度

第 1.0 版



※この報告書は FSC 認証製品を使用しています

210726sajco.Ver1.00

ごあいさつ

日頃は、株式会社サジェコ（SAJCO）における事業活動に対しご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は1982年にハウスクリーニングを行うアート美装サービスとして創業後、1987年にビルメンテナンスを行う株式会社アート美装サービスとして発足いたしました。2011年には、ICT事業を行う人材開発を吸収合併し、同時に関連会社の札幌ケアシステムからデイサービス事業の譲渡を受ける等して、「ビルメンテナンス」とは異分野である「ICT」「在宅（介護）サービス」までカバーするサービス会社、“株式会社サジェコ（SAJCO）”としてスタートいたしました。

現在は、「ビルメンテナンス」と「ICT」事業を有機的に結びつけた「環境ソリューションサービス」もご支援させていただいています。

「ビルメンテナンス」と「ICT」、「環境ソリューションサービス」は、環境活動と表裏一体の関係にあるため、当社にとっての環境活動は、本業を支えるための重要な活動といえます。当社では約11年前にISO14001の認証を取得（2020年6月30日付で認証契約は解除しております）し、継続的な環境活動に取り組んでまいりました。

まずは本業や事務作業に関わる「紙・ゴミ・電気・化石燃料」の削減に努め、2011年の合併以降は、ICTを基盤としたペーパーレス化ソリューション、情報系システムのダウンサイジング等をお客様に提供することにより、お客様の環境負荷低減に努めています。また、2014年からは環境プラス活動として、地域の清掃・美化活動や植樹、生態系維持活動等にも取り組んでおります。

今後も当社の事業を通じ、全社をあげてご支援、環境貢献を行ってまいります。



つきましては是非ご高覧頂き、当社の環境活動への取組みをご理解頂くとともに、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

編集方針/報告書の範囲・期間/目次

【編集方針】

本報告書は、株式会社サジェコの環境 ISO 活動に関する情報を当社のステークホルダー及び地域の皆様にご覧いただくコミュニケーションツールとして作成しております。

【報告書の範囲】

パフォーマンスデータの集計対象範囲は、当社が行う業務のうち総合ビルメンテナンス、ICT 業務、総務経理業務となります（主要事業のうち、内装・住宅設備販売、介護事業を除きます）。

【報告対象期間】

本報告書が対象とする期間は、2020年4月1日～2021年3月31日とします。

【発行日】

2021年7月（第1.0版）

この報告書は WEB サイトでもご覧いただけます。URL <http://www.sajco.jp>

【会社概要】

社 名 株式会社サジェコ
代 表 者 代表取締役社長 伊藤 直樹
設 立 1987年4月6日（創業1982年5月11日）
資 本 金 2,000万円
売 上 高 1,404万円（令和3年3月期）
本 社 北海道札幌市西区八軒9条東5丁目1番28号
事 業 内 容 総合ビルメンテナンス、内装・住宅設備販売、ICT 事業
事 業 所 函館事業所

【本報告書の責任者】

〒063-0869 北海道札幌市西区八軒9条東5丁目1番28号

株式会社サジェコ 本社

代表取締役（兼務 ISO事務局長） 伊藤 直樹 電話 011-788-7505（代表）

目次

1.組織体制

2.環境方針

3.環境目標とその実績

4.主要な環境側面の調査・評価

5.環境活動の取組

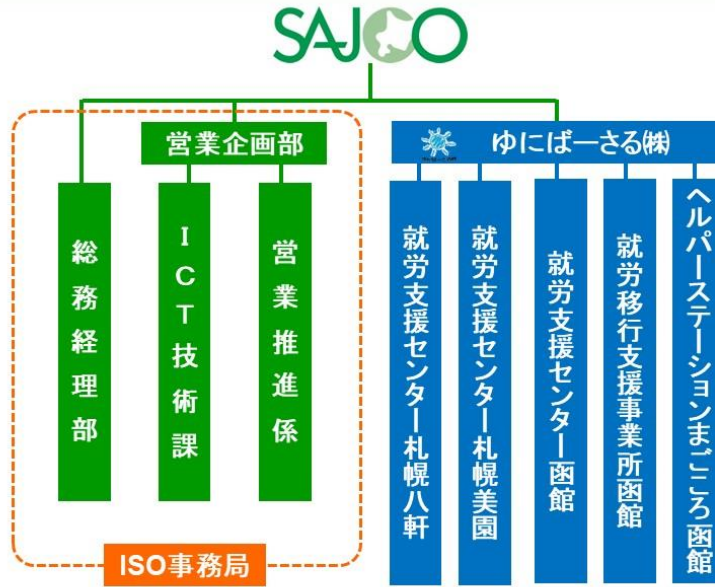
6.環境関連法規への違反の有無



1. 組織体制

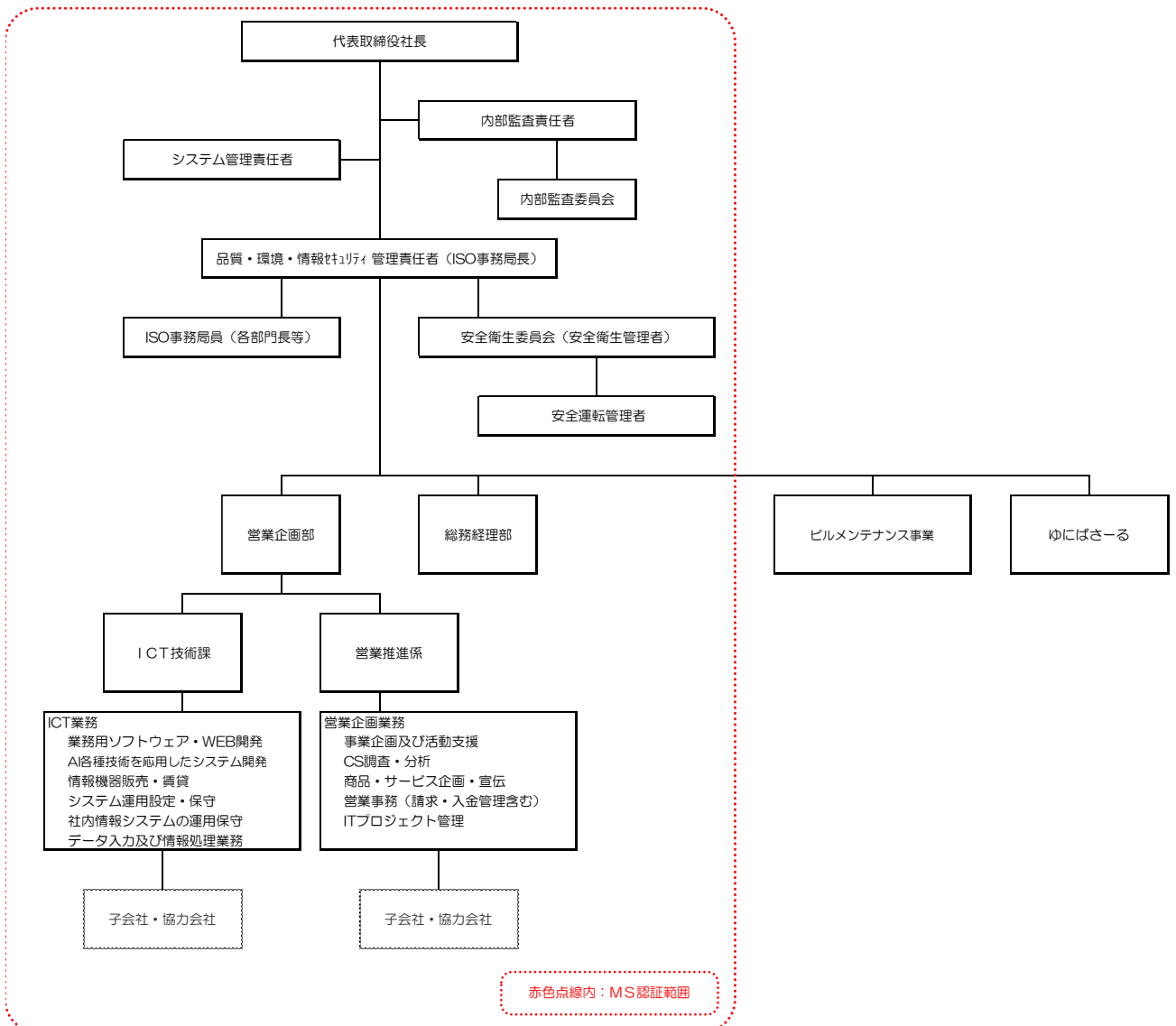
【株式会社サジェコ】組織図

令和3年4月現在



1

ISO兼安全衛生事務局組織図（詳細）



2. 環境方針

■品質・環境・情報セキュリティ方針

経営理念

株式会社サジェコ（以下、「当社」といいます。）は、「地域に愛され、地域に尊敬される企業活動を行う」という経営理念のもとにソフトウェア開発及びシステム保守、ITソリューション業務等を提供しています。当社は、これらの事業及び付随する業務等を行う企業として、「お客様第一主義」及び「地球環境の保全」をモットーに、事業活動を通じて、社会の発展と自然環境保護に貢献します。そして、お客様の要求品質をよく理解し、信用と調和を大切にして、社会から信頼される企業を目指します。

経営方針

1. サービスの品質を追求し、お客様の自然環境保護に貢献するため、当社のマネジメントシステムの継続的改善を図ります。
2. 当社の事業活動におけるあらゆるプロセスにおいて、関連する法令及び規則、当社が同意するその他の要求事項を遵守し、環境負荷低減及び汚染の予防を図り、お客様の要求品質に適合した製品・サービスを提供します。
3. 品質及び環境マネジメントの重点課題として以下の項目に取り組みます。
 - ①環境配慮型製品・サービスの設計開発、販売、およびその品質の向上
 - ②優れた製品・サービス品質による顧客満足度の向上
 - ③労働環境を維持・向上するための3S活動「整理」・「整頓」・「清掃」
 - ④環境負荷の小さい設備、技術及び部材等の導入
 - ⑤汚染を防止するための3R活動「リデュース：廃棄物の削減、省エネ、省資源」・「リユース：資源の再利用」・「リサイクル：再資源化」
 - ⑥従業員の高質化による経営基盤の強化
4. この品質・環境方針を達成するため、目的、目標を設定し、当社の事業部門とそれに関わる全従業員をあげてこれに取り組みます。
5. この品質・環境方針は、本社及びサイト、現場内で働くすべての者に周知するとともに、社外に公開します。

制定日 平成21年 4月 20日

改定日 平成29年 10月 21日

株式会社サジェコ

代表取締役社長 伊藤 直樹

3. 環境目標とその実績

■2020年度 ISO 目標

【ISO 部門目標】

〔IT部門〕

「昨年度と比較して年間の粗利益率を20%以上向上させる」

「消費電力抑制を保守契約向上の為、複数自社所有サーバーの統合化、または環境配慮型データセンターの利用を推進する」

「3S活動を月2回以上実施する」

〔ビルメンテナンス業務部門〕

「昨年度と比較して、民間部門の売上高を前年度比10%以上、粗利益率を20%以上向上させる」

「用途に応じた洗剤類の使い分けや希釈を徹底し、化学系薬品の使用量を減少させる」

「鍵管理表等を作成し、預かり鍵の管理を徹底する」

〔総務経理部門〕

「会社別・事業場別の経費管理の「見える化」を行う等して、事業経営の効率化支援を推進する」

「生態系維持（生物多様性）活動または地域清掃活動を継続して行う」

「必要データ等の保管量を最適化し、データ等のCIAを高める」

■2020年ISO年度目標兼実績表

2020年度環境目標の最終結果は下記の通りです。

部門目標	目標値		評価
IT	QMS	昨年度と比較して年間の粗利益率を20%以上向上させる	未達成
	EMS	消費電力抑制と保守体制向上の為、複数自社所有サーバーの統合化、または環境配慮型データセンターの利用を推進する	未達成
	ISMS	3S活動を月2回以上実施する	未達成
ビルメン	QMS	昨年度と比較して、民間部門の売上高を前年度比10%以上、粗利益率を20%以上向上させる	未達成
	EMS	用途に応じた洗剤類の使い分けや希釈を徹底し、化学系薬品の使用量を減少させる	達成
	ISMS	鍵管理表等を作成し、預かり鍵の管理を徹底する	達成
総務経理	QMS	会社別・事業場別の経費管理の「見える化」を行う等して、事業経営の効率化支援を推進する	達成
	EMS	生態系維持（生物多様性）活動または地域清掃活動を継続して行う	達成
	ISMS	必要データ等の保管量を最適化し、データ等のCIAを高める	達成

4. 主要な環境活動の調査・評価

■2020年度 環境側面調査・評価表

以下は、事業活動に伴う環境影響評価を行い、当社における環境への悪影響及び好影響を分析した帳票です。悪影響として「電力の使用」他 28 項を抽出・登録し、好影響として「グリーン購入の推進」他 7 項を挙げました。今後とも、悪影響は目標を掲げて管理・削減し、好影響項目は益々増加させて行くような環境活動を行って参ります。

工業	側面区分	環境側面	IN / OUT	A 総量		B 環境影響項目							C 評価					評価点合計	著しい環境側面
				年間使用 / 排出量	量的評価	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音・振動・臭気	廃棄物	エネルギー・資源	法的要求	経営理念・事業内容	実施による環境改善	利害関係者の関心事	実現の可能性	実施による事業拡大		
設計・開発 営業活動 生産管理 地域・社会改善活動	本来業務の有益な環境側面	環境配慮製品：ペーパーレス型アプリケーションの企画開発				×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	7.0	●	
		環境配慮製品：省エネ型クラウドアプリケーションの企画開発					×	×	×	×	○	△	○	△	△	○	5.0	▲	
		食品廃棄物等の社会的減少に資する基礎研究の促進					×	×	×	×	○	△	○	○	○	○	7.0	●	
		環境配慮製品：ペーパーレス型アプリケーションの販売促進					×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	7.0	●	
		環境配慮製品：省エネ型クラウドアプリケーションの販売促進					×	×	×	×	○	△	○	△	△	○	5.0	▲	
		環境ISO取得活動支援					△	△	△	△	△	×	△	○	×	△	×	5.0	▲
		作業工程の省エネルギー化(電化製品に頼らない作業)					×	×	×	×	○	×	△	△	×	○	×	3.0	—
		作業工程で発生する廃棄物のリサイクル化(使い捨て製品の不採用活動を含む)					×	×	×	×	○	×	△	△	×	○	×	3.0	—
		環境報告書の作成・公開(環境パフォーマンスの公開)					×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	△	4.5	▲
		地域清掃活動への参加(障がい者含む)					×	△	×	△	○	×	×	△	△	○	○	△	5.5
地域緑化への参加(障がい者含む)					○	△	×	×	×	△	×	△	△	○	×	4.5	▲		
環境学習機会への参加(障がい者含む)						△	△	△	△	△	×	△	△	×	○	×	5.0	▲	
環境ボランティアへの参加支援(障がい者含む)						△	△	△	△	△	×	△	△	×	○	×	5.0	▲	
フィス活	自部門内活動の負の環境側面	電力の使用 (照明、空調、パソコンシステム機器、冷蔵庫他)	IN	5,527kwh	△	×	×	×	×	×	○						1.5	×	
		ガスの使用 (給湯機、ガスコンロ)	IN	0m ³	×	×	×	×	×	×	×	○						1.0	×
		水道の使用 (トイレ、給湯、手洗い等の用水)	IN	136m ³	×	×	○	×	×	×	×							1.0	×
		灯油の使用 (複写)	IN	1,094L	×	△	×	△	△	×	○							2.5	×
		紙の使用 (コピー用紙)	IN	27,797枚	×	×	×	×	×	×	△	○						1.5	×
		紙の使用 (印刷物、封筒、トイレットペーパー)	IN	必要量	×	×	×	×	×	×	△	○						1.5	×
		事務用品の使用 (文具類)	IN	必要量	×	×	×	×	×	×	○	×						1.0	×
		照明器具の使用 (蛍光灯、電球)	IN	必要量	×	×	×	×	×	×	×	○						1.0	×
		ポリ袋の使用	IN	5,490枚	△	×	×	×	×	×	○	△						1.5	×
		サーバ、パソコン、システム周辺機器	IN	必要量	△	×	×	×	△	○	○							2.5	×
		フロンガス (業務用空調や冷蔵庫等の冷媒)	OUT	若干量	×	○	×	×	×	×	×							1.0	×
		冷暖房等の使用による排気	OUT	若干量	×	○	×	×	△	×	×							1.5	×
		冷暖房等の使用による廃熱	OUT	若干量	×	○	×	×	△	×	×							1.5	×
		排水、汚水	OUT	若干量	×	×	○	△	△	×	×							2.0	×
		可燃ゴミの発生 (生ゴミ、茶殻、使用済ティッシュ等)	OUT	1,160L	×	×	×	×	×	×	○	×						1.0	×
		紙ゴミの発生 (雑紙、新聞紙、雑誌、コピー用紙、シュレッダーゴミ類)	OUT	2,544L	×	×	×	×	×	×	○	×						1.0	×
		資源廃棄物の発生 (ビン、缶、ペットボトル、プラスチック、資材容器等)	OUT	585L	×	×	×	×	×	×	○	×						1.0	×
		産業廃棄物(粗大ゴミ)の発生 (机、椅子、PC、什器、備品、清掃機材等)	OUT	20kg	×	△	×	○	△	○	×							3.0	×
		産業廃棄物の発生 (事務用品、不燃ゴミ、清掃資材等)	OUT	若干量	×	△	×	○	△	○	×							3.0	×
		自動車の使用	ガソリンの使用	IN	3,300L	×	○	×	×	△	×	○							2.5
排気ガスの発生	OUT			×	○	×	×	○	×	×							2.0	×	
騒音の発生	OUT			×	×	×	×	○	×	×							1.0	×	
仕入	物品の仕入れ (清掃用資機材、事務用品等)	IN		×	×	×	×	×	△	△							1.0	×	
	産業廃棄物等処理の依頼 (資源化ゴミ、産業廃棄物)	OUT		×	×	×	×	△	○	×							1.5	×	
委託	一般廃棄物処理の依頼 (資源化ゴミ、産業廃棄物以外のゴミ)	OUT		×	×	×	×	△	○	×							1.5	×	
	事務所火災	OUT		△	○	×	×	○	△	×							3.0	×	
オフィス	灯油タンクの油漏えい	OUT	600L	△	×	×	○	△	×	×							2.0	×	
	灯油タンクの爆発	OUT	600L	△	×	×	○	○	×	×							2.5	×	

5. 環境活動の取組

■環境活動

環境活動の目的について学び、環境活動に対する意識向上を図る

★クリーンアップ大作戦！！（2020年6月4日）

札幌商工会議所青年部主催のゴミゼロの日に合わせて、地域清掃を午前・午後2回に分けて行いました。



《総合ビルメンテナンス部門》

環境衛生管理業務

法定資格者による定期的な点検、専門的計画に基づく、総合的に環境衛生管理をおこない、建物の衛生的な環境を維持します。

ビル衛生管理法への対応

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、各項目の実施計画、報告書の保存を行い建物の快適空間の創造に努めます。

主要な環境衛生管理業務

- 空気環境管理・・・空気環境測定
- 級数管理・・・水質検査
- 排水管理・・・残留塩素測定
- 害虫駆除・・・ねずみ・こん虫・害虫等の防除
- 植栽

《IT業務》

「給与支給明細オンライン照会システム」

『給与支給明細オンライン照会システム』は、人事給与システム等のデータを基に、オンライン上で給与明細を発行（電子交付）する事で、教育機関や自治体、一般企業でのペーパーレス化を推し進める事を目的としたシステムです。

ペーパーレス化でコスト減

給与明細の労務コスト削減

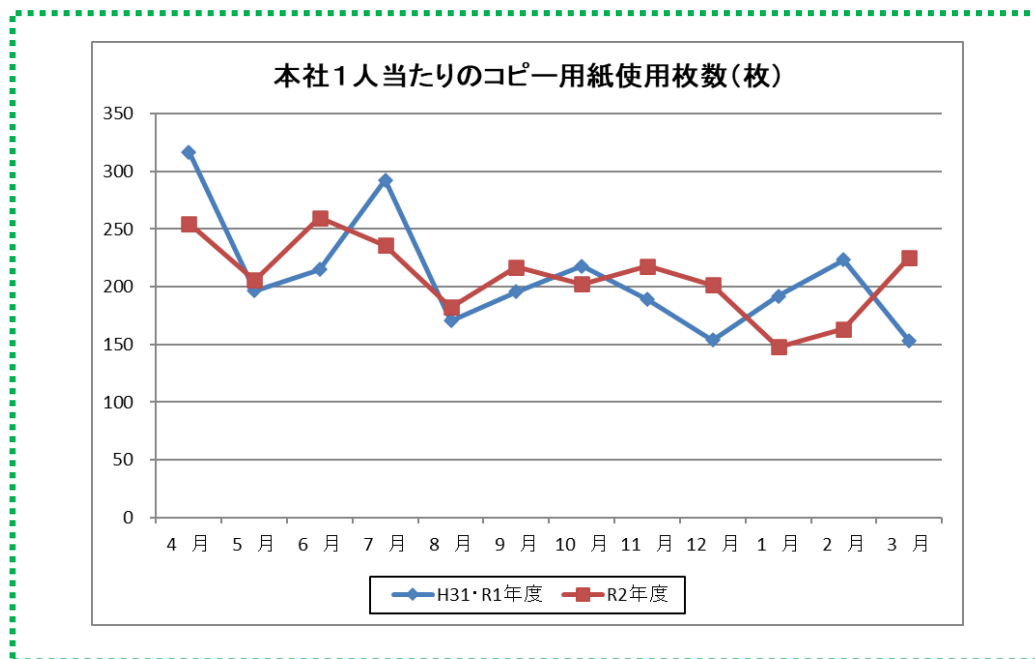
Webブラウザで操作・閲覧するので利用環境が柔軟

外部データ出力機能搭載

PDF出力機能できれいに印刷

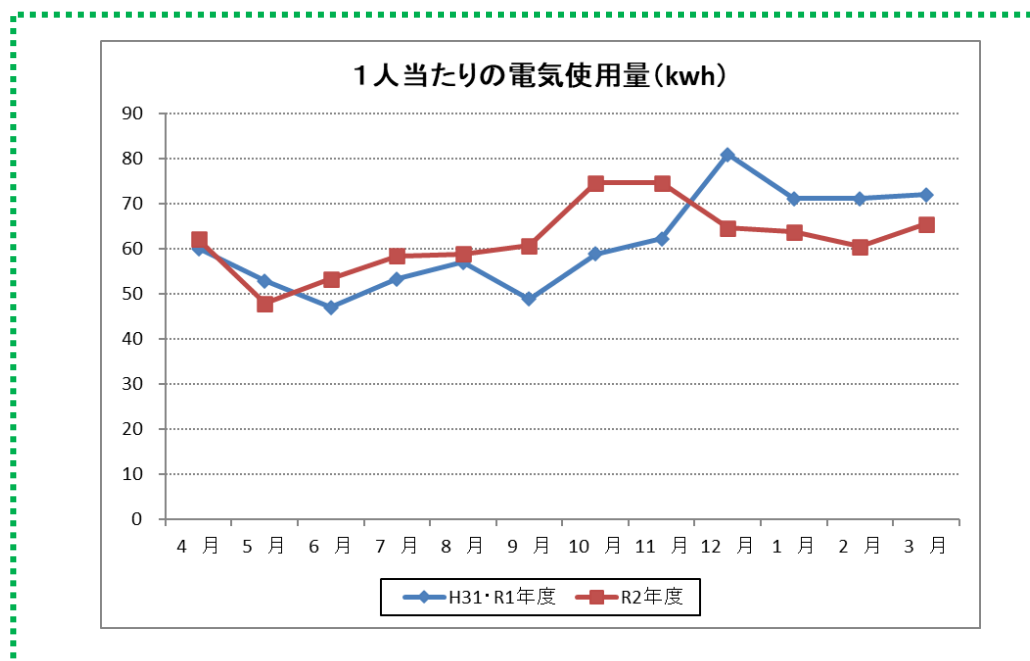
■紙

2020年度は前年比較すると最終結果は、**3%**増加しました。



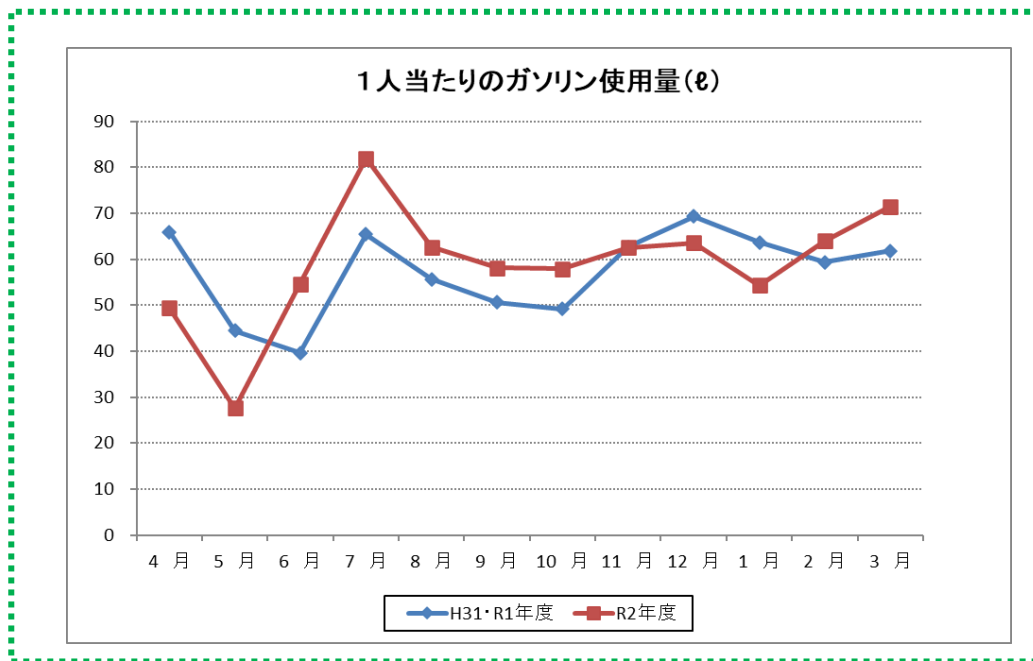
■電気

2020年度は前年比較すると最終結果は、**1%**減少となりました。



■ガソリン

2020年度は前年比較すると最終結果は、**4%**増加しました。



■廃棄物

『事業ゴミ（一般廃棄物）』

2020年度は前年比較すると最終結果は、**8%**減少しました。

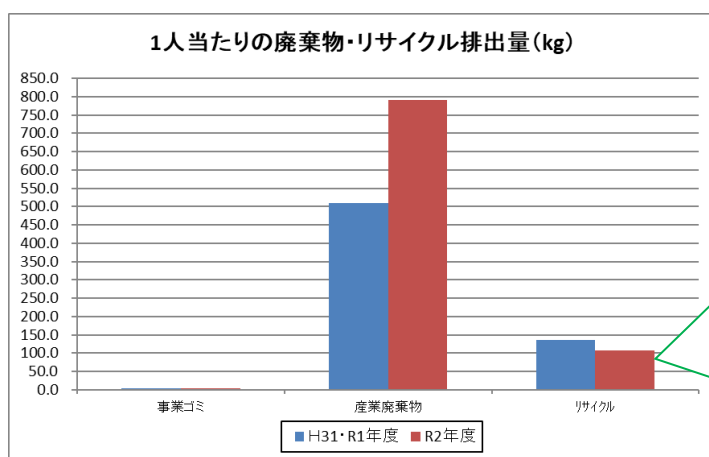
再生可能なものはリサイクルとしています。

『産業廃棄物』

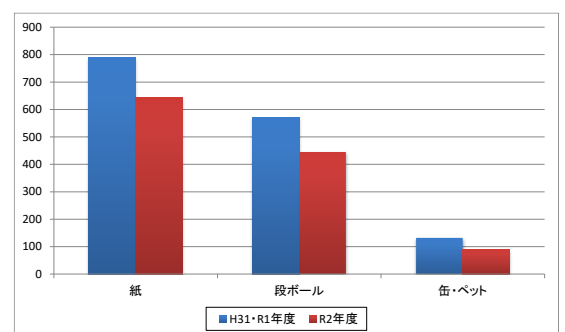
2020年度、産業廃棄物の排出量は1人当たり**791kg**でした。前年に比べて**55%**の排出量増加となりましたが、これは一部の事業廃止等により、一時的に大量の事業ゴミが発生したことが原因です。来年度は正常化する見込みとなっています。

『リサイクル』

積極的にリサイクルすることで、廃棄物を減少するように努力しています。



《リサイクル種別》



6. 環境関連法規への違反の有無

法的等要求事項及びチェック表

以下は、環境法令（条例含む）等への適合状況を記した帳票です。合計 17 法令（条例）への適合状況を内部調査したところ、調査当日時点におきまして当社における法令（条例）違反は皆無でした。今後とも、法令（条例）遵守を徹底して参ります。

著しい環境側面	法規等の名称	法規等要求事項	順守チェック項目
産業 ／ 一般 廃棄物	廃棄物処理法 改正：平成22年5月19日 施行：令和2年4月1日	・事業者の責務（法第3条） ・廃棄物を適正に分別し保管する等 市町村が行う廃棄物の収集・運搬及び 処分に協力しなければならない。	・廃棄物処理手順書に従った分別状況の確認 ・マニフェストが適正に管理されているか確認 （毎年度6月までに知事または市長へ報告）
	産業廃棄物処理法施行規則 第8条	・産業廃棄物の保管場所がある場合（表示義務） ・掲示板の寸法 ・表示すべき事項	・他廃棄物混入防止措置の有無 ・必要事項の記載の有無
		・収集・運搬及び処分（再生含む）業者への委託基準 （法第12条施行令第6条の2） 委託業者の許可内容（種類・事業区分・能力等）	・委託業者の許可内容の確認（年1回）
		収集・運搬業者との委託契約	・収集・運搬及び処分（再生含む）業者との委託契約確認
		収集・運搬業者より許可証（写）の収集	・収集・運搬及び処分（再生含む）業者より許可証（写）の収集確認
		許可証の有無・許可証の有効期限	・許可証の有無・許可証の有効期限確認
		マニフェスト記載事項 ※「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨と数量	・マニフェスト法定記載事項の一致確認
	札幌市廃棄物減量及び 処理に関する条例 （平成4年12月14日 条例第67号）	・事業者の責務（法第4条） ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること により廃棄物の減量に努める。 ・廃棄物の4分割・収集要領による 適正な分別・保管・処理	・事業ゴミの排出量チェック （燃焼ゴミ、リサイクルゴミ） ・札幌市条例に基づいた適切な分別・保管・ 処理の確認
	家電リサイクル法 改正：平成22年5月19日 施行：令和2年4月1日	・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の家電4品目 について販売業者が引き取り、製造業者がリサイクル することを義務付け	・管理票（家電リサイクル券）の写し確認
	小型家電リサイクル法 制定：平成24年8月10日 施行：平成29年4月1日	・携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型家電の 適切な廃棄（市町村が定める回収方法に則る）	・該当廃棄物が発生した場合に札幌市が定める 処理方法等を遵守しているか
フロン排出抑制法 改正：平成25年6月12日 施行：令和2年4月1日	・業務用エアコン及び冷凍冷蔵庫（第一種特定製品） ユーザーによる機器管理の適正化等	・第一種特定製品使用の有無確認 ・簡易点検の実施確認 ・業務用エアコン、冷蔵庫等の回収を依頼しようと する業者は、都道府県知事により第一種フロン類 回収業者に登録されているか	
火災・ 地震	札幌市火災予防条例 改正：平成26年10月6日 施行：令和元年7月5日	・少量危険物（指定数量の5分の1以上指定数量未満） を貯蔵し、又は取扱おうとする者は、あらかじめその 旨を消防署長に届け出なければならない。	・灯油について、少量危険物貯蔵・取扱い届出の有無
	消防法 改正：平成24年6月19日 施行：令和元年7月1日	・ホームタンクの点検 ・消防用設備等についての点検及び報告 設備名（消火器） ・防火管理者を定める	・ホームタンクチェックシートによる自主点検 ・消防用設備等についての点検及び報告 （年1回以上） ※使用期限は製造日より8年 ・防火管理者の届出有無
		・火災予防・警戒・鎮圧 避難訓練・防災訓練の実施 消防計画書の内容確認 ・ガス警報器の設置	・避難訓練・防災訓練の実施報告（年2回） 直近実施日：2020/9/17 2021/2/10 実施予定日：毎年2・9月
	水質汚濁法 改正：平成29年6月2日 施行：令和2年4月1日	・貯油施設等（法第14条の2 第3項） 破損その他事故が発生し、油を含む水が公共水域 に排出、又は地下に浸透したことにより生活環境に係 る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに、～都道府 県知事に届け出なければならない。	・油を貯蔵する施設又は、油を含む水を処理する 施設で政令で定める施設でないか確認
	大気汚染防止法 改正：平成18年2月10日 施行：令和2年4月1日	・自動車排出ガス量・燃費の許容限度を定める 定期車検時において担保する	・車検証（1年又は2年に1回）の確認
	自動車NOX・PM法 改正：平成19年2月18日 施行：平成29年4月1日	・事業者の責務（法第4条） 事業活動に伴う自動車排出NOX及びPM排出抑制 の必要な措置をとる。	・社有車を環境対応に入れ替え
道路運送車両法	・自動車の点検・整備 法定点検時・車検時の点検・整備	・法定点検時・車検時の点検・整備の確認	
道路交通法	・道路交通法の順守 免許資格の必要性	・運転日誌の確認	
電気 の 使 用 環 境	電力使用制限令 （電気事業法第27条） 発動：平成23年7月1日 解除：平成23年9月2日	・賃貸事業者等の努力義務 電気の使用制限が行われた場合は、使用電力の 把握及び使用の抑制に努める	・毎月の使用電力の把握及び使用電力の削減目標 目標の設定
	労働安全衛生法	・従業員の安全・衛生 職場環境や従業員の健康維持	・法定事項が遵守されているか確認
労働 環 境	最低賃金法	・事業も若しくは職業の種類又は地域に応じた賃金の 最低額を保障する	・月次賃金の算定記録を確認

SAJCO

株式会社サジェコ

〒063-0869

北海道札幌市西区八軒9条東5丁目1番28号

TEL 011-788-7505 (代表)

URL <https://www.sajco.jp>

